

第 2 号 議 案

定款の一部変更について

第 2 号 議 案

定款の一部変更について

J Aバンク基本方針の変更等をふまえ、定款の一部を変更する。
主な変更点は以下のとおり。

(1) 余裕金の運用基準関係

J Aバンク基本方針における農林中央金庫の預入義務の見直しがされたことから、余裕金の運用に関する規定の変更を行う。

(2) 内部統制システム基本方針関係

組合の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム等）は、J Aの理事会決議事項とすべき事項であることから、理事会決議事項として位置付ける。

(3) 監事監査規程関係

監事監査に関する体制の増強や他での不祥事事例の発生時等、監事監査規程の内容の充実に向けた変更を、機を捉えて行えるようにするため、所要の修正を行う。

附帯決議

第2号議案の認可申請に際し、行政庁から字句の修正等の指示があるときは、これに対する措置を組合長に一任する。

新旧対照表

| 変 更 後 | 現 行 |
|--|--|
| <p>第5章 役 職 員 (監事の職務)</p> <p>第33条 監事は、理事の職務の執行を監査する。 ②～⑭ (略)</p> <p>⑮ 監査の実施その他監事に関する事項は、監事監査規程として監事がこれを作成し、<u>理事会に報告するものとする。</u></p> <p>第5章の2 会計監査人 (略)</p> <p>(監事に対する報告)</p> <p>第36条の6 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な<u>事実</u>があることを発見したときには、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第6章 総 会 (略)</p> <p>(緊急議案)</p> <p>第42条 総会では、第38条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、第39条第1項第9号から第14号まで、<u>第16号</u>及び第45条に規定する事項並びに役員<u>の選任</u>(第30条及び法第95条第2項の規定による改選を除く。)を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。</p> <p>(略)</p> <p>第8章 理 事 会 (略)</p> <p>(理事会の決議事項)</p> <p>第55条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。 1 業務を執行するための方針に関する事項 <u>1の2 業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項</u> 2～26 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(略)</p> <p>第9章 会 計 (略)</p> | <p>第5章 役 職 員 (監事の職務)</p> <p>第33条 監事は、理事の職務の執行を監査する。 ②～⑭ (略)</p> <p>⑮ 監査の実施その他監事に関する事項は、監事監査規程として監事がこれを作成し、<u>総会の承認を受けるものとする。</u></p> <p>第5章の2 会計監査人 (略)</p> <p>(監事に対する報告)</p> <p>第36条の6 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な<u>事案</u>があることを発見したときには、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第6章 総 会 (略)</p> <p>(緊急議案)</p> <p>第42条 総会では、第38条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、第39条第1項第9号から第14号まで、<u>(追加)</u>及び第45条に規定する事項並びに役員<u>の選任</u>(第30条及び法第95条第2項の規定による改選を除く。)を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。</p> <p>(略)</p> <p>第8章 理 事 会 (略)</p> <p>(理事会の決議事項)</p> <p>第55条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。 1 業務を執行するための方針に関する事項 <u>(新設)</u> 2～26 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(略)</p> <p>第9章 会 計 (略)</p> |

| 変更後 | 現行 |
|--|---|
| <p>(余裕金の運用)</p> <p>第60条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。</p> <p>1～9 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ この組合が第1項第1号の規定により農林中央金庫への預け金に運用する<u>(削る)総額は、この組合の受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の2分の1を下ってはならない。</u></p> <p>⑤ 前各項に定めるもののほか、この組合の余裕金の運用は、余裕金運用規程の定めるところによるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(配当)</p> <p>第66条 この組合の剰余金の処分に当たっては、経営の健全性の確保や事業の成長発展を図るための投資に資する内部留保を優先するものとし、組合員に対して剰余金の配当を行う場合には、次項から第5項までに定めるところによる。</p> <p>② 組合員のこの組合の事業の利用分量に応じてする配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において当該事業年度において取り扱った物の数量、価額その他事業の分量を参酌して組合員の事業の利用分量に応じてこれを<u>計算する。</u></p> <p>③ この組合の出資額に応じてする配当は、毎事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じてこれを<u>計算する。</u></p> <p>④ 前2項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について<u>行うものとする。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(以下略)</p> | <p>(余裕金の運用)</p> <p>第60条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。</p> <p>1～9 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ この組合が第1項第1号の規定により農林中央金庫への預け金に運用する<u>余裕金の総額は、この組合の余裕金総額の2分の1を下ってはならない。</u></p> <p>⑤ 前各項に定めるもののほか、この組合の余裕金の運用は、余裕金運用規程の定めるところによるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(配当)</p> <p>第66条 この組合の剰余金の処分に当たっては、経営の健全性の確保や事業の成長発展を図るための投資に資する内部留保を優先するものとし、組合員に対して剰余金の配当を行う場合には、次項から第5項までに定めるところによる。</p> <p>② 組合員のこの組合の事業の利用分量に応じてする配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において当該事業年度において取り扱った物の数量、価額その他事業の分量を参酌して組合員の事業の利用分量に応じてこれを<u>行う。</u></p> <p>③ この組合の出資額に応じてする配当は、毎事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じてこれを<u>行う。</u></p> <p>④ 前2項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について<u>計算するものとする。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(以下略)</p> |

附 則

1. この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。